

関税法施行令の一部を改正する政令（案） 新旧対照条文

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>関税法施行令（昭和二十九年政令第五十号） （書類の作成の方法） 第百三条 犯則事件の調査及び処分についての書類（法第百二十一条 第一項若しくは第二項（臨検、搜索又は差押え）、法第百二十二条 第一項若しくは第二項（郵便物等の差押え）又は法第百三十二条の 二第四項（鑑定の嘱託）の許可状の請求に関する書類を除く。）に は、毎葉に契印しなければならない。ただし、その謄本又は抄本を 作成するときは、契印に代えて、これに準ずる措置をとることがで きる。</p> <p>2 （省略）</p>	<p>関税法施行令（昭和二十九年政令第五十号） （書類の作成の方法） 第百三条 犯則事件の調査及び処分についての書類（法第百二十一条 第一項若しくは第二項（臨検、搜索又は差押え）又は法第百二十二 条第一項若しくは第二項（郵便物等の差押え）の許可状の請求に関 する書類を除く。）には、毎葉に契印しなければならない。ただし 、その謄本又は抄本を作成するときは、契印に代えて、これに準ず る措置をとることができる。</p> <p>2 同上</p>